**倫理審査経費及びその支払い方法に関する契約書**

【研究機関名称・申請者氏名】（以下、「甲」という）と特定非営利活動法人臨床研究の倫理を考える会（以下、「乙」という）は、次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条　総則

甲は、第2条に定める研究（以下、「本研究」という）の倫理審査業務を乙に委託し、乙は、これを受託した。よって、本契約において、本研究の審査に係る経費（以下、「倫理審査経費」という）及びその支払い方法について定める。

第2条　本研究の内容

本研究の内容は、次のとおりである。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 研究課題名 |  | | | |
| 研究区分 | 侵襲 | □有　□有（軽微） □無 | 介入 | □有　　□無 |

第3条　倫理審査経費の請求及び支払い

倫理審査経費は、審査回数に係わらず200,000円、50,000円とする。

1. 乙は、初回審査月の翌月に請求書を発行し、甲に倫理審査経費を請求する。
2. 甲は、請求書受領日の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むことにより倫理審査経費を支払う。
3. 倫理審査経費の支払いに伴い発生する振込手数料は、甲の負担とする。

第4条 消費税及び地方消費税

甲は、第3条に定める倫理審査経費の支払いに際し、消費税額及び地方消費税額を加算した額を支払う。

1. 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、倫理審査経費に消費税率を乗じて得た額とする。

第5条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約締結日より甲の乙に対する倫理審査経費の支払いが完了した日までとする。

第6条 本契約の変更

本契約の内容に変更の必要が生じた場合は、甲乙協議の上別途変更のための契約を締結する。

第7条 協議

甲及び乙は、本契約に定めのない事項または本契約の内容等に疑義が生じた場合、誠意をもって協議し、円満に解決する。

以上

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

西暦　　　　　年　　　月　　　日

甲：【所在地】

【研究機関名称】

【申請者職名・氏名】 印

乙：東京都中央区京橋二丁目2番1号

特定非営利活動法人臨床研究の倫理を考える会

理事長 印